

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第61号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則（平成27年岩手県規則第102号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) いわての学び希望基金条例（平成23年岩手県条例第55号）第1条に規定する事業のうち、高等学校又は高等専門学校に在学する生徒又は学生に係る教科書の購入に要する費用等の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 高等学校等に再び入学した生徒又は学生に係る就学に要する費用に係る補助金又は給付金に関する事務であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 当該補助金又は給付金の交付又は給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>イ [略]</p> <p>2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、<u>特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項の規定による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁と一体となつて行われる特別支援学校への就学のため必要な経費の補助に係る当該経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</u></p>	<p>(条例別表第1の規則で定める事務)</p> <p>第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) いわての学び希望基金条例（平成23年岩手県条例第55号）第1条に規定する事業のうち、高等学校<u>（専攻科を除く。）</u>又は高等専門学校に在学する生徒又は学生に係る教科書の購入に要する費用等の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 高等学校等に再び入学した生徒又は学生に係る就学に要する費用に係る補助金又は給付金に関する事務であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 当該補助金の交付又は<u>当該給付金の給付の申請の受理</u>、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>イ [略]</p> <p>(5) <u>高等学校の専攻科に在学する生徒に係る修学に要する費用に係る支援金又は給付金に関する事務であって、次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>当該支援金の支給若しくは交付又は当該給付金の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u></p> <p>イ <u>収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実の審査又はその届出に対する応答に関する事務</u></p> <p>2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、<u>次のとおりとする。</u></p>

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項の規定による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁と一体となつて行われる特別支援学校への就学のため必要な経費の補助に係る当該経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務
- (2) 特別支援学校の高等部の専攻科に在学する生徒に係る修学に要する費用に係る支援金に関する事務であつて、次に掲げるもの
- ア 当該支援金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- イ 収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実の審査又はその届出に対する応答に関する事務

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。